

令和6年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和6年3月29日（金）

## 令和6年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和6年3月29日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 E会議室

### ○ 議事日程

- 第1 議案第14号 茅ヶ崎市総合計画審議会委員の推薦について
- 第2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第17号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について
- 第5 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第6 議案第19号 特定農地貸付承認申請について
- 第7 議案第20号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第8 議案第21号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第9 議案第22号 令和6年度最適化活動の推進について
- 第10 報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第11 報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第12 報告第9号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告につ  
いて

出席委員

1番	石坂	豊治	君	8番	原田	勝幸	君
2番	齋藤	和子	君	9番	廣瀬	正実	君
<del>3番</del>	<del>柿澤</del>	<del>博</del>	<del>君</del>	10番	野中	清	君
4番	大竹	孝一	君	<del>11番</del>	<del>杉本</del>	<del>剛昭</del>	<del>君</del>
5番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域1	市川	芳男	君	区域3	三橋	清高	君
区域4	内田	信行	君	区域5	平牧	直樹	君

欠席委員 3番 柿澤 博 君

11番 杉本 剛昭 君

総合政策課職員出席者

課長補佐 須藤 高史 君

副主査 鳥取 慶子 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時 00 分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 6 年第 3 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、3 番柿澤博委員、11 番杉本剛昭委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 12 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。4 番大竹孝一委員、5 番小西利章委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 14 号、茅ヶ崎市総合計画審議会委員の推薦についてを上程いたします。

議案の説明につきましては、執行部となります総合政策課より説明をいただきます。

それではよろしく申し上げます。

○総合政策課（須藤高史君） 現在も、農業委員会から茅ヶ崎市総合計画審議会の委員の選出をいただいておりますが、令和 6 年度、7 年度の 2 年間の委員も引き続き、選出していただきたいということで、本日は、その説明にお伺いさせていただいております。

～総合計画審議会の職務内容や任期の期間、そして、今回の任期中の審議項目や開催時期・回数、時間、場所などについて簡潔に説明～

○議長（齋藤和子君） 執行部より、説明がございましたが、これに対するご質問ございますか。

○議長（齋藤和子君） 質問等よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 執行部より、男女比の関係から女性委員の選出をお願いされておりますが、女性委員で自薦ございますか。

○議長（齋藤和子君） 吉田委員より手が挙がっております。議案第 14 号、茅ヶ崎市総合計画審議会委員の推薦について、吉田委員を推薦することについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は一括して行います。

1番及び2番案件について、7番吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田恵子君） 議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番及び2番案件をご報告いたします。

なお、両案件とも譲受人は同一となるため、2番案件にて、まとめて報告いたします。

令和6年3月15日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番及び2番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、2筆、いずれも現況畑、合計512㎡でございます。

2番案件の申請地は、3筆、いずれも現況畑、合計636㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農・農地を管理するため、譲渡人は営農・管理に協力するためです。

今後につきましては、市民農園を開設する傍ら、キュウリ等の少量多品目の野菜を作付けする予定です。

本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君）

～譲受人に関する内容を説明～

○議長（齋藤和子君） 議事の都合上、暫時休憩といたします。

～暫時休憩～

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番及び2番案件を報告のとおり許可することを決定す

るに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第3、議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は一括して行います。

1番及び2番案件について、7番吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番(吉田恵子君) 議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、1番案件をご報告いたします。

令和6年3月14日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、856㎡でございます。

申請目的は、資材置場及び駐車場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砕石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、土砂流出防止の為にブロック土留及び万能鋼板土留を新設する計画となります。

続いて、2番案件をご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の申請地は、1筆、現況畑、271㎡でございます。

令和6年3月14日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

申請目的は、資材置場及び駐車場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砕石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、土砂流出防止の為に単管及び足場板1段の土留めを新設する計画となります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長(齋藤和子君) ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番及び 2 番案件を報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 4、議案第 17 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番から 23 番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

更新案件については事務局より、新規案件である 5 番案件については、区域 4 内田委員、11 番案件については、区域 3 三橋委員、15 番案件については、区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。先に、事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第 17 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番から 23 番案件までございますが、5 番、11 番、15 番の新規案件を除いた案件を一括してご説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

いずれの案件も、以前審議いただいた権利設定の更新となっております。

権利の存続期間は、3 番案件が令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、そして、17 番案件が令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっておりますが、その他の案件は、いずれも令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。権利の種類は、使用貸借権又は賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、内田委員より報告をお願いします。

○区域 4（内田信行君） 引き続き、5 番案件をご報告いたします。

～ 5 番案件について内容を説明～

利用権を設定する農地は、1筆、畑、842㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、三橋委員より報告をお願いします。

○区域3（三橋清高君） 続いて、11番案件をご報告いたします。

～11番案件について内容を説明～

利用権を設定する農地は、1筆、畑、363㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、市川委員より報告をお願いします。

○区域1（市川芳男君） 引き続き、15番案件をご報告いたします。

～15番案件について内容を説明～

利用権を設定する農地は、1筆、田、1,374㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第17号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1

番から 23 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第 5、議案第 18 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について、1 番案件を上程いたします。

区域 4 内田委員より報告をお願いいたします。

○区域 4 (内田信行君) 議案第 18 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の利用権を設定する農地は、1 筆、畑、1,986 m<sup>2</sup>でございます。

権利の存続期間は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとなり、更に 7 年 11 ヶ月更新するものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(齋藤和子君) ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 特にございません。

○議長(齋藤和子君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 18 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について、1 番案件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第 6、議案第 19 号、特定農地貸付承認申請について、1 番案件を上程いたします。区域 4 内田委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願い

いたします。

○区域4（内田信行君） 議案第19号、特定農地貸付承認申請について、1番案件をご報告いたします。

本案は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づくものです。承認を受けた者は、特定農地貸付の用に供する農地において、所有権や使用収益を目的とした権利の取得及び設定する場合は、農地法第3条の許可を要しないものでございます。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、755㎡です。

令和6年3月14日に、事務局2名と現地調査をいたしました。

1区画の貸付面積は30㎡で、計15区画、貸付に係る利用料は年間4,500円で、貸付期間は3年間でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第19号、特定農地貸付承認申請について、1番案件を報告のとおり承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、議案第20号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件は、1番石坂委員、2番案件は、7番吉田委員より報告をお願いいたします。始めに、石坂委員より報告をお願いいたします。

○1番（石坂豊治君） 議案第20号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

令和6年3月15日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

8筆、いずれも畑、合計3,019㎡につきましては、一体として耕作されており、ネギ、ハクサイ、ブロッコリーが作付けされているほか、一部準備中でした。

1筆、畑、2,600㎡につきましてはネギ、ダイコン、ジャガイモが作付けされているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、田植機、軽トラ、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人82歳、従事日数300日、専業、子52歳、従事日数100日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。続いて、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田恵子君） 続いて、2番案件をご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

令和6年3月14日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

10筆、いずれも畑、合計11,378㎡につきましては、柿、栗、キウイ、イチジクが肥培管理されているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、刈払機、軽トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人63歳、従事日数60日、兼業、配偶者59歳、従事日数100日、専業、長男33歳、従事日数360日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 20 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番及び 2 番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 8、議案第 21 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1 番案件を上程いたします。1 番案件について、区域 5 平牧委員より報告をお願いいたします。

○区域 5（平牧直樹君） 議案第 21 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご報告いたします。

本案件は、被相続人が、令和 5 年 12 月 30 日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、被相続人が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、被相続人の子でございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

令和 6 年 3 月 11 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

買い取り申し出地は、7 筆、いずれも現況畑、合計 2,873 m<sup>2</sup>でございます。

現地は、ブロッコリー、小松菜等が作付けされているほか、一部は準備中でした。

被相続人は、生前、当該地の主たる従事者であり、今後、申請者が耕作していくことが難しいため買取申し出をしたいというものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 21 号、生産緑地に係

る農業の主たる従事者についての証明願いについて、1 番案件を報告のとおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第9、議案第22号、令和6年度最適化活動の推進についてを上程いたします。

事務局より説明いたします。

○局長補佐(伊藤和範君) 議案第22号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、事務局よりご説明いたします。

農業委員会による最適化活動の推進を行うため、3月末までに翌年度の毎年度活動の目標を設定し、4月末までに公表することとされております。

別紙のとおり記載内容等につきましては、「Ⅰ 農業委員会の状況」及び「Ⅱ 最適化活動の目標」に分けられております。

1 農業委員会の現在の体制につきましては、委員名簿からの抜粋、2 農家・農地等の概要においては、表の下に注釈として記載していますが、直近に公表されている農林業センサスや農業構造動態調査に基づいて転記してございます。

Ⅱ 最適化活動の目標については、記載のとおりでございます。

①これまでの集積面積については、農業水産課において年度末に担い手への集積等の調査結果を基にしておりますが、令和5年度が未定ですので、令和5年3月の集積率を記載しております。

②目標については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想として令和5年9月に茅ヶ崎市が示しており、その中で10年後にあたる令和15年に集積率を30%とするという目標値がありますので引用しております。

(2) ①遊休農地の解消については、令和5年度に実施しました農地利用状況調査の結果となっております。

②目標のうちアのa、bについては令和3年度に実施しました利用状況調査結果を記載することとなります。

農業委員等の最適化活動の制度が、令和4年度4月1日から始まっておりますが、その中で、令和3年度に生じた遊休農地については、5ヵ年かけて解消をしよう、当該年度で生じた遊休農地は、年度内に解消しようということからこのような記載になっており

ます。県農業会議所に確認をしてございます。

イにつきましては、令和5年度の調査結果に基づくものです。

(3) ①現状及び課題、新規参入の促進につきましては、各年度内に新規就農された農家さんと、利用権設定した面積の実績となるほか、②目標につきましても各年度内での権利移動を集計した結果を基に算出してございます。

2 最適化活動の活動目標ですが、委員の皆様からご回答いただきました令和6年度の活動目標日数を集計した平均値が、毎月10日でしたので、その数値を記載させていただきました。

その他の活動については、強化月間や新規参入相談会への参加目標は例年どおりでございます。

本日、ご承認いただきましたら、ホームページにおいて公表させていただくこととなります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 事務局の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「ご意見なし」と認め、採決をいたします。議案第22号、令和6年度最適化活動の推進について、公表することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第10及び11、報告第7及び8号、農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第7号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書11ページ記載のとおり、1番案件から8番案件で、転用目的は住宅敷地のほか、合筆のためでございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分 of 報告についてをご説明申し上げます。

議案書12ページ記載のとおり、1番案件から10番案件で、転用目的は、住宅敷地及び道路敷地、通行でございます。

権利関係は、所有権の移転のほか、通行のみ地役権の設定でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第7及び8号、農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出の専決処分 of 報告についてを終わります。

○議長（齋藤和子君） 日程第12、報告第9号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第9号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてをご説明いたします。議案書記載のとおり小出地区は1番案件となっております。合意解約の合意が成立した日は、令和6年1月31日でございます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第9号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和6年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時22分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員